

(議長)

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

建設水道課所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

「建設水道課長」。

「建設水道課長」(補足説明)

お疲れ様でございます。宜しくお願い致します。

建設水道課所管の案件につきましては、一般会計予算の他、議案第9号、公共下水道特別会計、議案第13号、水道事業会計及び議案第20号、江差町道路占領料徴条例の一部改正する条例について、それから、議案第21号、町道路線の認定についてまでとなりますので、宜しくお願い申し上げます。

それでは、一般会計の方からご説明申し上げます。こちらにつきましては、新規事業、事業内容が例年と変更があるものに絞りまして、ご説明申し上げます。

建設水道課所管分につきましては、予算書は98頁から107頁でございます。8款土木費の1項土木管理費、2項道路橋梁費、3項河川費、5項都市計画費及び6項の住宅費の一部までが、建設水道課所管の歳出予算となっております。予算資料の方で説明を致します。予算資料の方は、17頁の249番から261番、18頁の269番から274番、1つ飛びまして、276番、277番までとなっております。

初めに、253番のですね、道路維持費の橋梁長寿命化補修対策でございます。本年度につきましては、問屋橋2号、第3椴川橋及び南が丘歩道橋の3か所の橋梁を予定しているところでございます。

まず、問屋橋2号でございますが、こちらにつきましては、本年度の事業完了を目指し、工事を実施するものでございます。

次に、第3椴川橋でございますが、令和元年度におきまして、橋梁架け替えに係ります、実施設計を行っているところでございまして、本年度につきましては、用地確定測量、及び保証物件調査を実施致しまして、事業所を必要となります、用地取得を行うものでございます。

次に、南が丘歩道橋でございます。南が丘22号通りの完成、供用開始に伴いまして、現在通行止めをしているところでございまして、令和元年度におきまして、解体設計を行い、本年度、橋梁解体工事に着手するものでございます。

次に254番、同じく道路維持費の町道管理敷地調査でございます。町道豊川町1号通りにつきましては、道路用地の確定測量を行い、未処理用地の処理を行うものでございます。

続いて269番、都市計画総務費の大規模盛土造成地、第2次スクリーニング計画策定でございます。資料につきましては、定例会資料のNo.2の17頁、資料番号は39となります。令和元年度に、国の直轄事業におきまして、全国の大規模盛土造成地マップ作製のための調査を行ってございまして、江差町におきましては、2か所の大規模盛土造成地が確認されたところでございます。この結果を受けまして、本年度、町では、大

規模盛土造成地の活動崩落推進ガイドラインに基づきまして、第2次スクリーニング計画の作成を行うものでございます。内容と致しましては、基礎資料の整理や、現地調査を行い、優先度評価を行った上で宅地カルテを作成し、安全性の確認を行うものでございます。

次に277番、住宅リフォームプレミアム商品券発行補助でございます。執行方針の中でも記載してございましたが、当初、令和元年度を以って事業を終了する予定でございましたけれども、住民ニーズや消費増税の景気対策などを考慮致しまして、事業継続としたものでございます。

続いて歳入でございますが、昨年と大きな変更点ございませんので、詳細については割愛させていただきます。

続きまして、議案第9号、公共下水道事業特別会計の予算について、ご説明を致します。こちらについても、一般会計同様、新規事業などに絞りまして、ご説明申し上げます。予算書は232頁からでございます。1項総務費の1目一般管理費の12節、委託料の下水道計画策定でございます。下水道計画につきましては、5年に1度の見直しですが、義務付けられているものでございまして、社会資本整備総合交付金の対象となるものでございます。

次に、同じく委託料の下水道事業法適用化委託でございます。これまで、公営企業会計適用化につきましては、3万人以上の自治体が義務化となっておりましたけれども、令和5年度までに、3万人未満の自治体につきましても、公営企業会計への移行が義務付けとなりましたことから、本年度から3ヵ年で移行に必要な事務手続きを進めるものでございます。

次に、3項事業費、1目公共下水道施設費、12節の委託料の公共下水道整備実施設計委託でございます。資料につきましては、定例会資料のNo.2の18頁、資料No.が40でございます。新規路線と致しまして、円山地区の未整備路線の実設計を行うものでございまして、延長が485m実施するものでございます。

次に、同じく1目公共下水道施設費、14節工事費の中の江差1号枝線污水管渠新設工事でございます。本年度につきましては、一昨年度から実施しております、南浜地区の残工事、延長が25.5mと新規未整備路線の整備と致しまして、陣屋南が丘地区の延長312mについて管渠整備を実施するものでございます。

次に、下水道の歳入ですけれども、こちらにつきましても、例年と大きな変更点ございませんので、詳細につきましては割愛させていただきます。

続きまして、議案第14号、水道事業会計の予算でございます。予算書につきましては、別冊の水道会計の予算になります。最初に予算書5頁の収益的支出の中の2目、排水及び給水費の8節委託料の中の水道システム構築でございます。こちらにつきましては、平成30年度の水道法の一部改正に伴いまして、令和4年の9月までに、水道施設台帳の整備が義務付けとなりましたことから、それらに係りますシステムの構築業務でございます。金額につきましては500万円を計上しているところでございます。

次に、予算書の9頁の資本的支出の1目1節、排水設備拡張費の中の新規事業でござ

いますが、朝日地区の老朽管の更新に係ります設計費と致しまして、424万円を計上しているところでございます。また、平成29年度から4ヵ年事業として実施しております、柳崎地区の耐震管の整備でございますが、本年度につきましては、水堀国道交差点から江差北小中学校までの延長91mの耐震管敷設工事を実施すると共に、併せまして、既設管の撤去工事延長720mを行いまして本事業が完了となるものでございます。事業費と致しましては5,720万円を計上しているところでございます。

以上が、建設水道課所管に係ります、予算でございます。

続きまして、議案第20号、江差町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。議案書は87頁、定例会資料につきましては、39頁の資料No.21になります。

こちらにつきましては、道路法施行令の一部改正に伴いまして、道路占用料が変更となりましたことから、当町におきましてもこれに基づきまして、道路占用料金を改正するものでございます。変更内容につきましては、定例会資料39頁の新旧対照表のとおりでございますので、宜しくお願い申し上げます。

最後に、議案第21号、町道路線の認定についてでございます。議案書の89頁、定例会資料は40頁の資料No.22になります。路線番号が313号、路線名は柳崎4号通り、区間につきましては、起点が柳崎町128番地の5地先から終点が同じく柳崎町92番地の18地先までの延長246.8mでございます。

次に、路線番号314号、路線名が柳崎5号通りでございます。区間につきましては、起点が柳崎町135番地1地先から、終点が同じく柳崎町92番地19地先までの延長が253.1mでございます。当該、両路線につきましては、この度、土地所有者からの帰属手続きが整いましたことから、町道認定するものでございます。

以上が説明となりますので、宜しくお願いします。

(議長)

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。1点だけ、お聞きします。資料、定例会資料のNo.2で説明ありました。No.2の資料39、江差町における大規模盛土造成地についてお聞きしたいと思います。先程の説明では、少し具体的にちょっと分かりませんでしたので、要は、南が丘、私が住んでいる、向かいったら変ですかね、沢側というか山側というか、町職員住宅もあります。檜山団地は入らないか。道職員住宅、ふれあいセンター、町職員の個別の住宅等々、全部で50戸ぐらいになるんでしょうか。民間、公的な建物なども含めた、結構広い土地が今回のこの国で調べた大規模盛土造成地についてであります。それで、ちょっとお聞きしたいんですが、2つ。まず、この資料と言いますか、中身の公表と

言いますか、これ法律に基づいて行われている事業であります。東日本大震災以降、数度の大規模震災で盛土などが崩れるということに対して、事後的な対応でなくて、事前にしっかりと調べてその対策を取るというのは、この事業であります。法律に基づいたガイドライン等読みますと、このマップについては公表ということになっております。その公表のあり方についても、かなり具体的にこの様に公表しなさいということになっております。この点について、江差町としての考え方をお聞きしたいと思います。これが、1点。

それで2点目。先程、課長の説明で、資料の39にありました、今後これからどうする、とりあえずは国でマップ地図を作りました。次、さらに詳しい調査ということで、第2次スクリーニング計画作成ということ、資料39の下の方にも書いてあります。ちょっとこれだけじゃ分かりませんので課長教えてくださいたいんですが、これ単年度、単年度の事業でこの後どうするのか。調査の結果によってどうなるのか。非常に大きな危険性もあれば、たいしたことないのかも知れません。いずれにしても、何らかな対策が迫られる。ましてや、個人の住宅だと尚更どうしたらいいんだということになります。この第2次スクリーニング計画の後、どのようなことをこれから考えられるのか。いろいろ、国の方でも示されております。教えてくださいたいと思います。

(議長)

「建設水道課長」。

「建設水道課長」

はい。小野寺議員から2点に渡りまして、大規模盛土の関係でご質問でございます。まず、住民周知の考え方でございますけども、大規模盛土の造成地マップについてはですね、先般、国の方から町の方へ示されたものでございまして、3月5日にですね、ホームページに公表している内容でございます。地域の住民への周知でございますけども、新年度に入りまして、今、第2次スクリーニングの話も出ましたけども、策定の作業にあたっては委託業者がですね、現地の方に入る形になるものでございますんで、特に関係する住民の皆さんにはですね、周知が必要だというふうに考えてございます。今後、業務の発注時期なども踏まえながらですね、具体的な周知の方法、あるいは周知の時期などについてですね、内部で検討して参りたいというふうに考えてございます。

それから、2点目のこの後の作業でございますけども、2次スクリーニング計画の中ではですね、実際先程も言いましたように、現地に入って、湧水の状況だとか、地盤の状況というのを調査に入ることになります。例えば、そこで地盤に変調があるとかですね、例えば、湧水が相当出るとかってことになると、具体的にそのボーリング調査に入ったりする形にはなるんですが、まずは来年度カルテの策定、宅地カルテの策定を来年度に取り進める内容でございます。以上です。

「小野寺議員」

「議長」。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

分かりましたというか、課長ちょっと確認なんですけど、第2次スクリーニング計画作成、これは今後予算成立して4月以降、いろいろ業者の委託との関係もありますので、実際、走ったら何カ月間か経ちますよね、きっと。だと思いますが、それとの兼ね合いで、今回、少なくとも、マップとしての一時的な開示と言いますか、ネットにも載りました。それから、今回議会にも資料として出ました。しかし、私の主旨は、先程言いました関係者、公的な施設、それから公的な住宅、町職員住宅なども含めて、個人のところも含めて、かなりの関係者が出て来る。これは、やはり第2次スクリーニング計画入る、それはそれで、次の計画ですが、あくまでも、今回のこのマップとしての対応、国が言ってるのはですね、このマップの公開、場合によっては、その有効活用、いろいろ例示としてありますよね。広報に載せるだとか、いろいろ例示は多分課長、これはあくまでも国の例示、見えますよね課長ね、きっとね、その例示。私は最大限、この例示も含めて、これ1人歩きしたら、ちょっとおっかないですよ課長ね。ですから1人歩きする前に、客観的な国の調査の狙い。それから場合によっては、これからどういうこと考えられる。かなり危険な状況、仮に考えたら大変なこと、擁壁等々等の工事が、直ぐでも入らなきゃなんない状況がありかも知れない。いやいや、そのためにも、第2次スクリーニング計画なんだよと。そこも含めてなるべく早く、この、単にホームページに載せただとか、分かりづらいですよこれホームページ見たって。さっぱり分からん。それから今回議会に出したそれだけではない、公開ということについて、もう少し突っ込んだものの住民の説明が、私は必要だと思いますが、その点についてもう1回教えて頂きたいと思います。

(議長)

はい。「建設水道課長」。

「建設水道課長」

はい。住民周知の考え方ですけども、国交省の出されてる資料の中にも一過性に終わらない、継続した周知普及が必要だというふうになってございます。この辺の事例もうちの方でも確認しながらですね、やはり対象となる住民の皆さんには、丁寧な説明が必要だと考えてございますので、今後対応して参りたいと思います。

(議長)

はい。いいですか。

はい。他に質疑希望ありませんので、建設水道課所管の予算及び関連議案についての質疑を終わります。

説明員入れ替えのため、暫時休憩します。